八戸市トイレカー貸出要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、八戸市が所有し管理するトイレカーについて、公務で使用しないときの有効活用を図るため、トイレカーの貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

（貸出対象）

第２条　トイレカー借受の申請をすることができる団体は、主に市内を活動場所とし、次に掲げる公益活動を行う非営利団体とする。

(1)　防災・防犯・交通安全活動

(2)　スポーツ・文化・イベント活動

(3)　環境美化活動

(4)　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

２　前項の規定にかかわらず、その活動が次のいずれかに該当する場合は、トイレカーの貸出しを行わないものとする。

(1)　法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合

(2)　特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合

(3)　不当な利益を得るために使用されるおそれがある場合

(4)　その他公益を害するおそれがある場合

３　トイレカーを運転することができる者は、第１項に定める団体若しくはトイレカーを運転する者が加入する保険において、他車を運転した際に下記の内容を補償できるものとする。

(1)　対人賠償保険（補償金額が無制限であるもの）

(2)　対物賠償保険（補償金額が 500 万円以上であるもの）

(3)　人身傷害保険

(4)　車両保険

（貸出車）

第３条　貸出しをするトイレカーは、別表のとおりとする。

（使用区域）

第４条　トイレカーの使用区域は、原則として市内とする。

（貸出手続等）

第５条　トイレカーの借受を希望する者（以下「申請者」という。）は、八戸市トイレカー借受申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に必要事項を記載のうえ、使用開始日の７日前までに市長に提出するものとする。

２　前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) トイレカーを運転する者の運転免許証の写し
(2) トイレカーを運転する者若しくはその者が属する団体の自動車保険の加入者証明書の写し（保険内容にあっては他車を運転した際に下記の内容を補償するものとする。）
ア　対人賠償保険（補償金額が無制限であるもの）
イ　対物賠償保険（補償金額が 500 万円以上であるもの）
ウ　人身傷害保険
エ　車両保険
(3) その他市長が必要と認める書類
３　申請は、借受日の１年前から受け付けるものとする。
４　申請に係る窓口は、危機管理部災害対策課とする。
（貸出しの承認）
第６条　市は、申請書の提出があった場合において、貸出しが適当と認めたときは、八戸市トイレカー貸出承認通知書(様式第２号）により申請者に対し通知を行った上で、トイレカーを貸し出すものとする。
２　市長は、申請者に対して前項に規定する通知を行うに当たり、管理上必要な条件を付すことができるものとする。
３　申請書は先着順で受け付け、順次、審査をし承認可否を判断するものとする。
（貸出期間及び返却）
第７条　トイレカーの貸出期間は、イベント等で実際に稼動させる日のほか、借受及び返却に要する日を加え原則７日以内とする。ただし、市長が必要と認める場合は、貸出期間を延長できるものとする。
２　トイレカーの借受及び返却は、八戸市の休日に関する条例（平成２年八戸市条例第 20 号）第１条に定める休日以外の午前９時から午後４時の間で行うものとする。
３　トイレカーを借り受けた者(以下「借受者」という。)は、トイレカーを返却する際に、付属する汚水タンク内のし尿の処理及び清掃、トイレ室内の清掃（以下、「し尿の処理等」という。）を実施したうえで、市に対し返却を行うものとする。
４　市は、返却があった際はトイレカーの検査を行い、し尿の処理等が不十分な場合は、改めて借受者にし尿の処理等を実施させることができるものとする。
５　借受者は、八戸市車両管理規程（平成 17 年３月 30 日訓令第２号）第 10 条第１項に定める車両運転日報兼運行前点検報告書にその日の運行状況等を記録し、八戸市危機管理部災害対策課長あてに報告しなければならない。
（法令遵守）
第８条　借受者は、法令、訓令を遵守し、交通事故等の防止に万全を期さなければならない。

（注意事項）

第９条　借受者は、トイレカーの利用者の態様に応じた注意喚起等を行い、利用者の安全に配慮しなければならないものとする。

（費用の負担）

第 10 条　トイレカーの貸出は、無料とする。ただし、トイレカーの運搬及び設置に係る費用及びトイレカーを稼動させるために使用する電気、燃料、水道、トイレットペーパー等の消耗品、し尿の処理等の費用については、全て借受者の負担とする。

２　借受者に過失のある場合におけるトイレカーの故障等については、その修繕に要する費用は全て借受者において負担するものとする。

３　前２項に掲げるもののほか、必要な費用の負担については、市と借受者においてその都度協議するものとする。

（転貸等の禁止）

第 11 条　借受者は、トイレカーを第三者に転貸し、又は営利を目的とする行為に使用してはならない。

（貸出承認の取消し）

第 12 条　市は、借受者が第２条第２項、第８条及び前条の規定に違反した場合のほか、災害発生等の緊急かつやむを得ない場合によりトイレカーを市が使用し、又は他の者に貸し出す必要が生じたときは、貸出前にあっては第６条の規定による承認を取り消し、又は貸出期間中であっても直ちに返却させることができるものとする。

（事故等の報告）

第 13 条　借受者は、トイレカーの使用中に交通事故等が発生したとき又は道路交通法に違反したときは、同法に定められた措置をとるとともに、直ちに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

２　借受者は、前項の指示を受けた後、速やかに、八戸市トイレカー事故報告書（様式第３号）に市長が指示する書類を添付して提出しなければならない。

（損害賠償）

第 14 条　借受者は、交通事故等の示談交渉を行うに当たり、当該交通事故等が早期かつ円満に解決できるよう、誠意をもって対応しなければならない。

２　借受者は、交通事故等で第三者又はトイレカーに損害を与えたときは、その賠償に要する費用のうち、次に掲げる費用を除く一切の費用を負担することとする。

(1) 市の責めに帰すべき事由により生じた損害賠償費用

３　市は、借受者の交通事故等による損害賠償費用、借受者が故意若しくは過失によりトイレカーを毀損し、若しくは亡失したことによる原状回復費用又は借受者が道路交通法に違反したことにより生じた費用を負担したときは、前項第１号に掲げる費用を除き、当該費用を借受者に求償することができる。

（補則）

第15条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年２月14日から実施する。

附　則

この要綱は、令和７年７月３日から実施する。

別表（第３条関係）

／	種別	車両番号（愛称）	寸法（長さ×幅×高さ）	車両総重量	排気量
1	トイレカー（2 室型）	八戸 800 す 626 （アシサシ号）	3,640㎜×1,670㎜ ×2,750㎜	1,630kg	650cc
2	トイレカー（2 室型）	八戸 800 す 627 （いかすトイレ号）	3,640㎜×1,670㎜ ×2,750㎜	1,630kg	650cc
3	トイレカー（2 室型）	八戸 800 す 628 （アヤーレ・エボシ号）	3,640㎜×1,670㎜ ×2,750㎜	1,630kg	650cc

主な仕様（３台共通）

大便器（洋式）	２式（ウォシュレット付）
手洗い場　蛇口	２式
昇降用階段	格納式昇降用ステップ付属
昇降用手すり	２式
換気扇	１式
トイレ使用回数	概ね 70～110 回程度
貯水タンク容量	100L
便槽タンク容量	280L
駆動方式	4WD・AT
エンジン	ガソリン（レギュラー）
その他	太陽光発電機能（ソーラーパネル）付き

外観寸法

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

（あて先）八戸市長

（申請者）住　　所
団　体　名
代表者氏名

八戸市トイレカー借受申請書

八戸市トイレカーの借り受けを希望するので、下記のとおり申請します。

記

１　引渡希望日時	年　　月　　日　　時
２　返却予定日時	年　　月　　日　　時
３　設置場所 場所が分かる図面を添付すること	
４　設置目的（イベント名称）	
５　イベント概要 ※別添にて詳細の分かる資料（企画書、チラシ等）を添付すること	
６　運転者	氏　　名： 電 話 番 号： Ｅ メ ー ル：
７　担当者 ※貸出日に直接連絡が可能な担当者の情報を記載すること	所属（役職）： 氏　　名： 電 話 番 号： Ｅ メ ー ル：

備考　使用者の運転免許証及び自動車保険加入者証明書の写しを添付すること

様式第２号（第６条関係）

八 災 第　　号
年　　月　　日

（申請書）　　様

八戸市長
（公印省略）

八戸市トイレカー貸出承認通知書

年　　月　　日付けで申請のありました八戸市トイレカーの貸出しについて、下記のとおり承認します。

記

１　貸出期間	年　　月　　日（　　）　　時から 年　　月　　日（　　）　　時まで
２　貸出車種	□トイレカー（2 室型）八戸 800　す　626（アシサシ号）
	□トイレカー（2 室型）八戸 800　す　627（いかすトイレ号）
	□トイレカー（2 室型）八戸 800　す　628（アヤーレ・エボシ号）
３　貸出場所 （設置場所）	
４　貸出条件	八戸市トイレカー貸出要綱に基づき、次の事項を遵守すること。 １　道路交通法とその他関係法令を遵守して運転すること。 ２　交通事故等で第三者又はトイレカーに損害を与えたときは、その賠償に要する費用のうち、市が賠償すべき費用を除く一切の費用は、借受者が負担すること。 ３　上記のほか、要綱等を遵守し、かつ、市の指示に従って使用すること。 ４　その他 （　　）

様式第３号（第 13 条関係）

八戸市トイレカー事故報告書

報告　　年　　月　　日

（あて先）八戸市長

（申請者）住　　所
団　体　名
代表者氏名

八戸市トイレカー貸出要綱第 13 条第２項の規定により、次のとおり報告します。

運転者	車　　名	住所
		氏名
	自動車登録番号	連絡先
		免許証の番号
相手方	車　　名	住所
		氏名
	自動車登録番号	連絡先
事故発生	日時　　年　月　日　午前･午後　時　分（天候　　）	
	場所	
事故発生の状況（車両、道路状況等を略図で記載）		

【添付書類】　□免許証の写し　　□事故現場及び車両の写真